

中山間地域振興基本条例

上越市議会

中山間地域とは

一般的に
中山間地
域とは…

- ・ 主に農業分野で使用される用語で、都市や平地以外の中間農業地域と山間農業地域の総称。
- ・ 平地の周辺部から山間地に至る、まとまった平坦な耕地が少ない地域。

食料・農業・
農村基本法
(第35条)
では…

- ・ 山間地及びその周辺の地域その他の地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域。

農林水産省
のホーム
ページでは
…

- ・ 山地の多い日本では、中山間地域が国土面積の65%を占める。
- ・ 耕地面積の43%、総農家数の43%、農業産出額の39%、農業集落数の52%を占めるなど、我が国農業の中で重要な位置。

参考：上越市における中山間地域の面積

2005年農林業センサスの農業地域類型において中間及び山間農業地域に区分されている区域は663.69km²（上越市の総面積973.54km²の68.2%を占める）

中山間地域の役割（多面的な機能）と重要性

中山間地域の山林や農地が持つ水源かん養、洪水防止などの機能

豊かな自然環境が空気、水、食料など、人や動物たちが生きるために必要な大いなる恵みを作り出す機能

自然の恵みに対する感謝や災害を避ける願いを込めて行われる郷土芸能やお祭り、農業技術、地域独自の様々な知恵など、文化を伝承する機能

流域の上流部に位置する中山間地域は、下流域の住民生活を含む、多くの住民の財産、豊かな暮らしを守る多面的な機能を有している。

中山間地域には、多様な自然の生態系や美しい風景など、豊かな自然環境が存在している。

中山間地域に住む人たちが守り伝えてきた芸能、農業技術など、貴重な文化が伝承されている。

中山間地域が抱える問題

人口の減少、後継者・担い手不足

- ・ 高度成長期の農村部から都市部への労働力流出が契機となり、農村部の人口が減少傾向。そして農村に残った農業就業者が時とともに高齢化。
- ・ これにより、農村の過疎化と高齢化が進展し、特に農林業中心の中山間地域における人口減少は著しい。

耕作放棄地（遊休農地）の増加

- ・ 中山間地域の農業は、農地の1区画の圃場が小さく、機械の導入が困難であることなど、条件不利地であり平地より生産性が悪い。
- ・ 農林業の不振という情勢から、農林業中心による生活が困難。結果、後継者や担い手が不足し、耕作放棄地が増加する傾向。

コミュニティ機能の低下

- ・ 過疎化や高齢化の進展は、集落の共同活動など、コミュニティ機能の維持・継続に支障。（集落そのものが消滅してしまうことも懸念されている）

中山間地域における集落の実態調査（H18・22に行政が実施）

当市の中山間地域の集落の現状（H18とH22の比較）

- ・ 65歳以上の住民が50%以上の集落…………… 51⇒70（37.3%増）
- ・ 集落の総世帯数（該当世帯数）…………… 759⇒678（10.7%減）
（自然減のほか、後継者の居住地への転居に伴う減が要因として考えられる）
- ・ 後継者が帰郷する可能性があるとする世帯…………… 35⇒ 19（45.7%減）
- ・ 後継者の居住地に転居する可能性があるとする世帯…………… 172⇒ 87（49.4%減）
- ・ このまま現在地に住み続けたいとする世帯…………… 257⇒320（24.5%増）
- ・ 当分の間（5～10年程度）集落を維持可能とする集落…………… 18⇒ 35（94.4%増）

日常生活などで困っていること

- ・ 集落の高齢化に伴う雪処理、高齢者の日常生活における交通手段
- ・ 集落の人口減少と高齢化に伴う祭りや行事などの活動
- ・ 耕作者の高齢化、担い手の不足に伴う農地や関連施設の維持管理
- ・ 集落の誇り、自慢としている資源の維持や継承、集落の維持等に不安

中山間地域の振興策の必要性

過疎化

農業生産活動や
集落機能の低下

高齢化

中山間地域の衰退を懸念

- ・ 中山間地域に暮らす人々がいて、山林などの手入れや農地の管理が行われてこそ、水源かん養や洪水防止など、多面的機能の維持が図られる。
- ・ 集落機能の低下・衰退は、多面的機能の低下を招く。

- ・ 国土保全の観点や市民の安全・安心の面から、何らかの手立てが必要。
- ・ 中山間地域を焦点とした施策を総合的・計画的に行い、振興を図ることが必要。

- ・ 施策の推進にあたり、理念や指針などを明示した中山間地域振興基本条例の策定。
- ・ 市が条例の基本理念や指針に沿った、施策や事業を展開。
- ・ 不足や不十分があれば、議会で指摘したり、新たな事業提案、政策提言を行う。

中山間地域振興基本条例の概要

前文

目的

定義

基本理念

市の責務

市民の役割

施策の策定等に
関する指針

施策の
取組方針等

推進体制の
整備等

市民の意見等の
施策への反映

年次報告

委任

前 文

- ・中山間地域の資源やそれらが産み出す恩恵が市民共有の財産であることを理解し合い、市民みんなで中山間地域を支え、市民が安全に安心して住み続けることができる地域社会の実現のため、中山間地域の振興を図ると決意すること。

第1条 目 的

- ・中山間地域の振興を総合的に推進し、市民が安全に安心して住み続けられることのできる地域社会の実現を図ること。

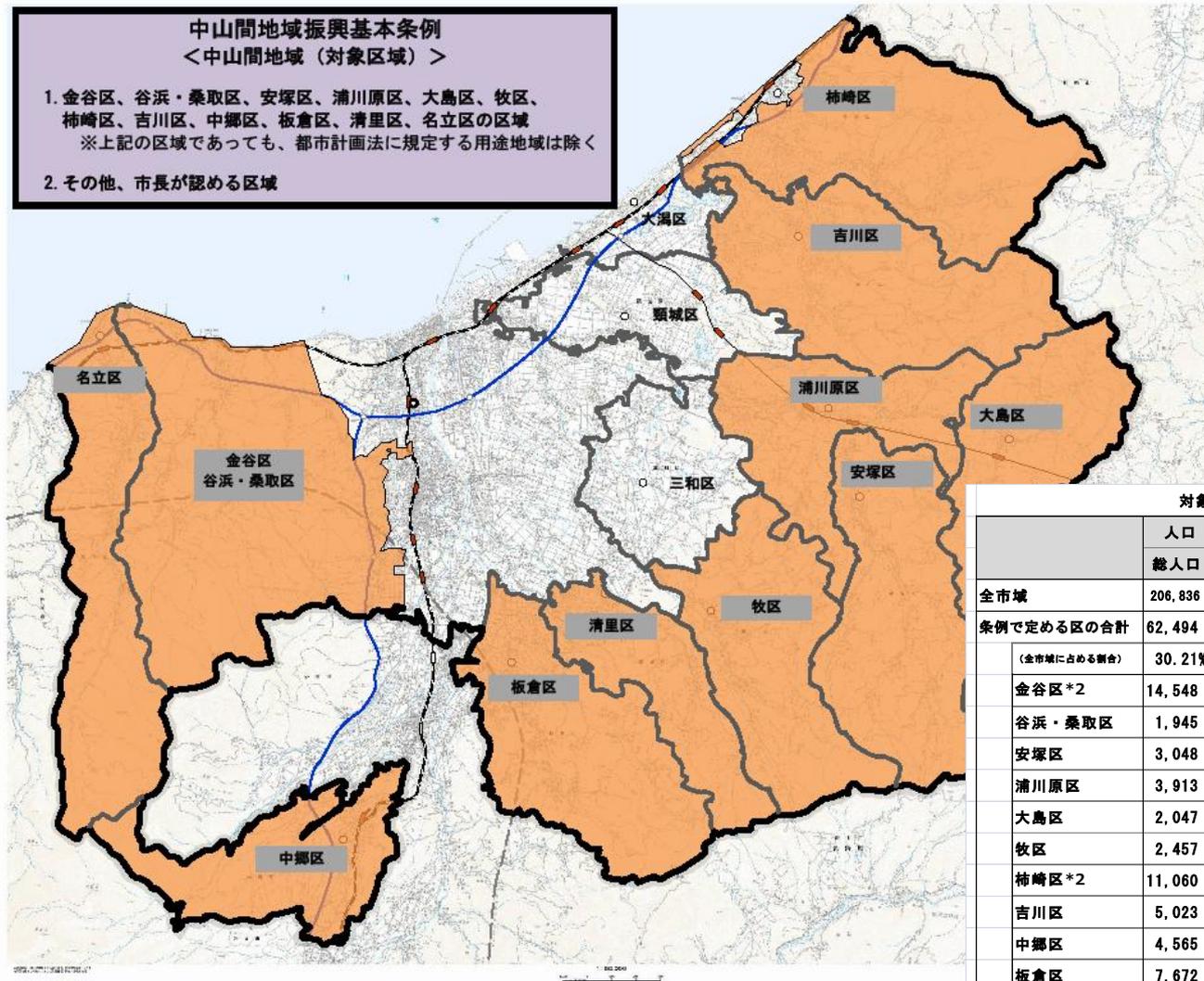
第2条 定 義

- ・「中山間地域」・・・次頁の区域をいう。
- ・「中山間地域の公益的機能」・・・中山間地域が持っている水や空気等の資源を産み出す機能、国土保全機能などをいう。
- ・「地域住民」・・・中山間地域に居住する市民をいう。

中山間地域振興基本条例の概要（対象区域）

中山間地域振興基本条例
＜中山間地域（対象区域）＞

1. 金谷区、谷浜・桑取区、安塚区、浦川原区、大島区、牧区、柿崎区、吉川区、中郷区、板倉区、清里区、名立区の区域
 ※上記の区域であっても、都市計画法に規定する用途地域は除く
2. その他、市長が認める区域



対象区域の基礎データ

	人口 (H22. 4. 1現在)			世帯数*1	老年人口率 (65歳以上)	年少人口率 (15歳未満)
	総人口	65歳以上	15歳未満			
全市場	206,836	53,420	28,277	73,025	25.83%	13.67%
条例で定める区の合計	62,494	18,938	7,719	20,585	30.30%	12.35%
(全市場に占める割合)	30.21%	35.45%	27.30%	28.19%		
金谷区*2	14,548	3,312	2,274	5,162	22.77%	15.63%
谷浜・桑取区	1,945	694	179	632	35.68%	9.20%
安塚区	3,048	1,183	276	1,121	38.81%	9.06%
浦川原区	3,913	1,209	479	1,184	30.90%	12.24%
大島区	2,047	886	175	769	43.28%	8.55%
牧区	2,457	1,031	194	935	41.96%	7.90%
柿崎区*2	11,060	3,374	1,285	3,544	30.51%	11.62%
吉川区	5,023	1,640	620	1,569	32.65%	12.34%
中郷区	4,565	1,370	524	1,423	30.01%	11.48%
板倉区	7,672	2,261	1,010	2,283	29.47%	13.16%
清里区	3,171	932	406	910	29.39%	12.80%
名立区	3,045	1,046	297	1,053	34.35%	9.75%

*1 日本人と外国人の混合世帯は、別世帯として集計している。

*2 条例では用途地域を除くが、本表は用途地域を含む全域の人口、世帯数を表示している。

中山間地域振興基本条例の概要

第3条 基本理念

- ・中山間地域が持っている公益的機能は市民共有の財産であり、市民生活の維持向上に必要不可欠なものであることを踏まえ、その維持に努めること。
- ・中山間地域からの恩恵を受けていることを認識し、維持することの重要性を理解すること。
- ・そこに暮らす地域住民が、安心していきいきと暮らし続けられるようにすること。

第4条 市の責務

- ・市は、基本理念に従って中山間地域の振興に関する施策を総合的かつ計画的に実施すること。

第5条 市民の役割

- ・中山間地域の大切さを理解するなど、市が行う施策に協力すること。
- ・市民が主体的・自主的に中山間地域の振興を図ることを努力義務とすること。

第6条 施策の策定等に関する指針

- ・市は、基本理念にのっとり、次の項目を基本として、施策の連携を図りながら、総合的かつ計画的に行う。
 - ①自然環境を保全すること。
 - ②中山間地域の公益的機能の維持について、市民の意識の共有を図ること。
 - ③集落の実情に応じた生活環境の向上を図ること。
 - ④産業の振興を図ること。
 - ⑤定住の促進を図ること。
 - ⑥地域間交流を推進すること。
 - ⑦自主的かつ主体的な取り組みを支援すること。

中山間地域振興基本条例の概要

第7条

施策の 取組方針等

- ・中山間地域の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、施策の取組方針をまとめることを市長に義務付けること。
- ・毎年度、取組方針を議会に報告し、市民に公表すること。

第8条

推進体制 の整備等

- ・中山間地域の振興に関する施策を策定し、円滑に実施するための体制整備や必要な予算措置を市に義務付けたもの。
- ・総合的な窓口となるセクションの設置や専門職員の配置、施策を実施するための必要な予算を計上するなどの措置を講ずることを想定。

第9条

市民の意見 等の施策 への反映

- ・市民の意見を反映し、中山間地域の現状に合った施策を展開するための措置をとることを義務付けたもの。
- ・具体的には、平成18年度や22年度に行った現地調査などを定期的に行い、市民意見の反映に努めることを想定。

第10条

年次報告

- ・中山間地域の振興に関する施策の実施状況などを取りまとめて、議会に報告し、市民に公表することを義務付けたもの。

第11条

委 任

- ・中山間地域振興の詳細について市長に委任すること。

中山間地対策特別委員会の取り組み（経過）

H19年 5月	上越食料農業農村議員連盟（全議員で組織）に中山間地対策特別部会を設置 「中山間地域振興対策に関する報告書」策定
H20年 1月	
5月	中山間地対策特別委員会設置（市議会第3回臨時会） 目的：限界集落、耕作放棄地の増大など多くの課題を抱える中山間地域の再生を図るため、地域資源を活用した産業振興の促進や集落維持機能の強化など、安心・安定をもたらす基盤づくりを検討し、あわせて条例制定について調査研究する ・行政視察：福島県（過疎・中山間地域振興条例） 米原市（水源の里まいばら元気みらい条例）、綾部市（水源の里条例） ・中山間地域の住民との意見交換会（桑取地区・大島区） ・中山間地域に関する条例化の検討（原案作成）
H21年 12月	市長に「 中山間地対策の担当組織機構の明確化についての提言書 」提出 （担当窓口となる部署の設置、総合事務所内に中山間地対策の担当職員の任命）
H22年 5月	議長に経過報告（これまでの検討結果について） 条例検討の作業部会設置 ・条文案等の検討（定める事項、対象地域、文体など） 12月 条例（素案）の策定 ・全議員への説明
6月	
12月	
H23年 2月 ～4月	市民の意見を聴く会の開催 （市内9会場：参加市民223人）
4月～5月	パブリックコメントの実施 定例会で可決（議員発議により上程、全会一致で可決）即日公布・施行
6月	



制定まで、委員会27回、作業部会14回、全議員説明会4回開催

中山間地域振興基本条例



おわり



上越市議会